

事 務 連 絡  
令和元年 8 月 6 日

都道府県  
各 指定都市 民生主管部（局） 中国残留邦人等支援担当課 御中  
中核市

厚生労働省社会・援護局援護企画課  
中国残留邦人等支援室地域支援係

### 「中国語の対応が可能な介護事業所一覧」の更新等について（依頼）

中国残留邦人等への支援につきましては、平素から格段の御配慮をいただき厚く御礼申し上げます。

当室では関係自治体の御協力を得て、「中国語の対応が可能な介護事業所の一覧」の取りまとめを行っており、随時更新し公表をしています。

前回の更新より一定期間を経過したことから、「中国語の対応が可能な介護事業所一覧」を更新いたしますので、下記のとおり何卒御協力をお願いいたします。

当室で取りまとめた本一覧は、前回同様、各都道府県、指定都市、中核市に配布するとともに、厚生労働省ホームページに掲載します。

なお、掲載事業所を増やしてほしいとの意見も寄せられていることから、これまで非公表としていた事業所についても、中国残留邦人等の状況をご理解のうえ、可能な限り公表できるように、事業所への説明等よろしく願いいたします。

おって、都道府県におかれましては、管内市区町村（指定都市、中核市を除く。）の取りまとめをお願いいたします。

### 記

#### 1 回答方法

○前回、中国語の対応が可能な介護事業所の情報提供があった自治体

前回提出いただいた中国語対応可能介護事業所一覧（別添1 Excel ファイル）をお送りしますので、公表可能な事業所について追加、削除又は記載内容の変更等がある場合は、適宜修正の上、該当箇所を黄色く色づけしてご回答ください。

変更がない場合は、その旨メールでご回答ください。

また、非公表とする必要のある介護事業所がある場合は、非公表用回答表（別添2 Excel ファイル）に記載いただき、回答表のファイル名を貴自治体名に変更の上、ご回答ください。

○前回、中国語の対応が可能な介護事業所の情報提供がなかった自治体

新たに把握した介護事業所がある場合は、新規登録表（別添3 Excel ファイル）に必要

事項を記載いただき、別添回答表のファイル名を貴自治体名に変更の上、ご回答ください。

なお、

※ 管内に中国語の対応が可能な介護事業所がない場合でも、当室に該当ない旨メールで回答をお願いいたします。

※ 各自治体内の介護担当部局等で既に情報を把握している場合は、当該情報をもとにご回答いただければ結構です。改めて調査をしていただく必要はありません。

※ 中国語の方言（福建語等）が対応可能な場合には、勤務形態欄にその旨ご記入ください。

※ 今年度から新たに中核市に移行した自治体におかれては、原則、新中核市からご回答ください。

## 2 回答期限

○令和元年8月30日（金）

○回答は当室地域支援係 安藤及び小黑までメールをお願いいたします。

### 《提出先・照会先》

厚生労働省社会・援護局援護企画課

中国残留邦人等支援室地域支援係

担当: 井上、安藤、小黑

電話: 03-5253-1111 (内線3463)

FAX: 03-3503-0116

E-mail 安藤: andou-mihoko@mhlw.go.jp

E-mail 小黑: oguro-akiko@mhlw.go.jp